

(裏)

○医療意見書の研究利用の同意について

小児慢性特定疾病の研究を推進するため、提出した診断書（医療意見書）を厚生労働科学研究において、個人情報保護の下で疾病研究の基礎資料として使用されることに同意します。
厚生労働省では、小児慢性特定疾病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書（医療意見書）をデータベースに登録し、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用することとしています。
また、医療意見書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

○注意事項

(1) 人工呼吸器等装着
継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者であること。
生命維持装置のうち、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、医学的に一日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。
(2) 高額な医療が長期的に継続する患者の特例（「高額かつ長期」）
高額な医療が長期的に継続する患者とは、月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者であること。
(3) 重症患者認定
平成26年厚生労働省告示第462号に定める小児慢性特定疾病による身体の状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に該当する者であること。

○加入医療保険に関する事項

支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）

世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	

○支給認定基準に関する事項

※該当する場合のみ、こちらへ署名をお願いします。

市町村民税非課税世帯で年収80万円以下の場合	氏名	(提出書類以外に) 児童福祉法施行規則第7条の5各号に掲げる給付の支給は受けていません。
所得を確認する書類を提出しない場合	氏名 (申請者自署)	(児童福祉法施行令の一部を改正する政令。)の規定による額になることを了承し、

注 不要の文字は、抹消してください。

○指定医療機関に関する事項

受診を希望する指定医療機関等

受診を希望する指定医療機関等	変更前	変更後
	医療機関等の名称及び所在地	医療機関等の名称及び所在地

【申請者（保護者）の住所地以外に郵便物等の送付を希望される場合は、下欄に送付先を記入してください。】

送付先住所	〒
氏名	本人との関係（ ） 電話（ ）